

# 資料編 国民保護計画用語集

あ	
LGWAN	「Local Government Wide Area Network」の略。総合行政ネットワークのこと。地方公共団体を相互に接続する行政専用ネットワークで、国の府省内ネットワークとも接続している。
NBC攻撃	「Nuclear weapons」（核兵器）、「Biological weapons」（生物兵器）、「Chemical weapons」（化学兵器）を使用した攻撃。
安定ヨウ素剤	放射線障害予防剤の一種。核分裂により環境中に放出される放射性物質の一つに放射性ヨウ素がある。この放射性ヨウ素は、人体に入ると甲状腺に集まる性質があり、甲状腺の集中的な被ばくを引き起こすこととなるため、放射性ヨウ素が甲状腺に入り込む前に安定ヨウ素剤を服用しておくことで甲状腺に安定ヨウ素が集まり、放射性ヨウ素を取り込む量を少なくすることができる。

か	
危険物質等	武力攻撃事態等において、引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生じるおそれがある物質（生物を含む）で、政令で定めるもの。
汚い爆弾（ダーティボム）	放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾。
基本指針 （国民の保護に関する基本指針）	政府が武力攻撃事態等に備えて、国民保護措置に関してあらかじめ定めた基本的な指針。指定行政機関、都道府県及び市町村が定める国民保護計画並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が定める国民保護業務計画の基本となるもの。
緊急処理事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの。
緊急対処保護措置	緊急処理事態において、国民の生命、身体及び財産を保護するため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が行う措置。警報の通知及び伝達を除き武力攻撃事態等に準じて実施。
緊急通報 （武力攻撃災害緊急通報）	武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命、身体又は財産に対する危険が急迫しているときに、武力攻撃災害の現状及び予測や、住民及び公私の団体に対して周知させるべき事項を都道府県知事が発令する。
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材。
国の対策本部 （武力攻撃事態等対策本部）	対処基本方針が定められたときに、対処措置の実施を推進するため、内閣に内閣総理大臣を長として設置する。
国の対策本部長 （武力攻撃事態等対策本部長）	国の武力攻撃事態等対策本部の長。内閣総理大臣をもって充てる。
警戒区域	武力攻撃災害による住民の生命又は身体に対する危険を防止するために立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命じた区域。
警察官等	警察官、海上保安官又は自衛官
警察署長等	警察署長、海上保安部長等又は出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の長
県緊急処理事態対策本部 （熊本県緊急処理事態対策本部）	緊急処理事態において、国から県緊急事態対策本部を設置すべき通知を受け設置。県内における緊急対処保護措置を総合的に推進。

県国民保護協議会 (熊本県国民保護協議会)	県が設置する国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、県国民保護計画を作成するための審議機関となる協議会。
県国民保護計画 (熊本県国民保護計画)	政府が定める国民の保護に関する基本指針に基づいて、県が作成する国民の保護に関する計画。国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定める。計画の作成や変更に当たっては、関係機関の代表者等で構成される国民保護協議会に諮問するとともに、内閣総理大臣に協議する。
県対策本部 (熊本県国民保護対策本部)	武力攻撃事態等において、国から県国民保護対策本部を設置すべき通知を受け設置。県内における国民保護措置を総合的に推進。 ※緊急対処事態の場合は熊本県緊急対処事態対策本部となる→県緊急対処事態対策本部を参照
県対策本部長 (熊本県国民保護対策本部長)	熊本県国民保護対策本部の本部長。知事をもって充てる。 ※緊急対処事態の場合は熊本県緊急対処事態対策本部長となる。
県連絡本部 (熊本県緊急事態連絡本部)	国から武力攻撃事態等又は緊急対処事態に係る警報が発令された場合や県内において突発的に武力攻撃等又は緊急対処事態と思われる事案が発生した場合等の初期段階において、情報の収集・伝達等の初動措置を実施
県連絡本部長 (熊本県緊急事態連絡本部長)	熊本県緊急事態連絡本部の本部長。知事をもって充てる。
国際人道法	武力紛争の状態において最低限守るべき人道上のルールを定めたもの。「戦闘で傷ついた兵士や捕虜、又、戦闘に参加しない文民の保護」、「戦闘においては敵に不必要な苦痛を与えない」、「文民と戦闘員、あるいは民間の施設と軍事施設を区分し、攻撃を軍事目標に限定する。」といった基本的な考え方の上に成り立つ。国際人道法で中心的なものが1949年のジュネーブ諸条約と2つの追加議定書。
国民保護業務計画	指定公共機関が国民の保護に関する基本指針に、指定地方公共機関が都道府県の国民保護計画にそれぞれ基づいて作成する計画。自らが実施する国民の保護のための措置の内容と実施方法、国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項、関係機関との連携に関する事項などについて定める。業務計画を作成したときは、指定地方公共機関は内閣総理大臣に、指定地方公共機関は都道府県知事にそれぞれ報告する。
国民保護措置	国民の保護のための措置。武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合においてその影響が最小となるようにするための措置。例えば、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処に関する措置等。
国民保護等派遣	自衛隊の国民保護派遣及び緊急対処保護派遣
国民保護法 (武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律)	武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命・身体・財産を保護するため、国や地方公共団体等の責務、住民の避難に関する措置、避難住民の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置及びその他の国民保護措置等に関し必要な事項を定める。武力攻撃事態等に備えてあらかじめ政府が定める国民の保護に関する基本指針、地方公共団体が作成する国民保護計画及び同計画を審議する国民保護協議会並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護業務計画などについても規定。平成16年6月成立。

さ	
市緊急処理事態対策本部 (荒尾市緊急処理事態対策本部)	緊急処理事態において、県から県緊急事態対策本部を設置すべき通知を受け設置。市内における緊急対処保護措置を総合的に推進。
市国民保護協議会 (荒尾市国民保護協議会)	市が設置する国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、市国民保護計画を作成するための審議機関となる協議会。
市国民保護計画 (荒尾市国民保護計画)	政府が定める国民の保護に関する基本指針に基づいて、市が作成する国民の保護に関する計画。国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定める。計画の作成や変更にあたっては、関係機関の代表者等で構成される国民保護協議会に諮問するとともに、県知事に協議する。
市対策本部 (荒尾市国民保護対策本部)	武力攻撃事態等において、県から県国民保護対策本部を設置すべき通知を受け設置。市内における国民保護措置を総合的に推進。 ※緊急処理事態の場合は荒尾市緊急処理事態対策本部となる→市緊急処理事態対策本部を参照
市対策本部長 (荒尾市国民保護対策本部長)	荒尾市国民保護対策本部の本部長。市長をもって充てる。 ※緊急処理事態の場合は荒尾市緊急処理事態対策本部長となる。
市連絡本部 (荒尾市緊急事態連絡本部)	県から武力攻撃事態等又は緊急処理事態に係る警報が発令された場合や市内において突発的に武力攻撃等又は緊急処理事態と思われる事案が発生した場合等の初期段階において、情報の収集・伝達等の初動措置を実施。
市連絡本部長 (荒尾市緊急事態連絡本部長)	荒尾市緊急事態連絡本部の本部長。市長をもって充てる。
自主防災組織	大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的とした組織。
市町村国民保護協議会	市町村における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、市町村国民保護計画を作成するための審議機関となる協議会。
市町村国民保護計画	都道府県が作成する国民保護計画に基づいて、市町村が作成する国民の保護に関する計画。国民の保護のための措置を行う実施体制、警報の伝達、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定める。計画の作成や変更にあたっては、関係機関の代表者等で構成される市町村国民保護協議会に諮問するとともに、都道府県知事に協議する。
指定行政機関	内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛省、防衛施設庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁及び環境省
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定。(指定公共機関数162機関)
指定地方行政機関	沖縄総合事務局、管区警察局、防衛施設局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、原子力事務所、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安部、地方環境事務所

指定地方公共機関	県内において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定する。（本県においては18法人を指定）
収容施設	避難等により本来の住居に起居することができなくなった避難住民等の一時的な居住の安定等を図るために知事等が供与しなければならない公民館や体育館などの避難所や応急仮設住宅等の施設。
消防吏員等	消防吏員、警察官又は海上保安官
生活関連等施設	発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設。施行令で定める。
生活関連物資等	国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務

た

対処基本方針 (武力攻撃事態等 対処基本方針)	武力攻撃事態等に至ったときに政府がその対処に関して定める基本的な方針。※緊急対処事態においては緊急対処事態対処基本方針
退避	目前の危機を一時的に避けるため武力攻撃災害の及ばない地域又は場所（屋内を含む）に逃れること。
同報系防災行政無線	屋外拡声器や戸別受信機を介して、市町村役場から住民等に対して直接・同時に防災情報や行政情報を伝えるシステム。
特定公共施設等	武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（特定公共施設等利用法）で定義する港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域、
特定物資	救援に必要な物資であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの。
トリアージ	災害発生時に、負傷の種類や程度によって治療の優先順位を決め医療措置を行うこと。

は

避難先地域	住民の避難先となる地域（住民の避難経路となる地域を含む。）。
避難施設	避難住民を受け入れたり、収容施設の供与・炊き出し等など住民の避難及び避難住民等の救援を行う施設。知事があらかじめ指定。
避難実施要領	避難の指示を受けた市町村長が、関係機関の意見を聴いて、避難の経路、避難の手段その他の避難の方法などに関して定める要領。
避難住民等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃。着上陸侵攻、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃の4類型を想定
武力攻撃原子力災害	武力攻撃に伴って原子力発電所外へ放出される放射性物質又は放射線による被害。
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害。
武力攻撃事態	武力攻撃が発生又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められる事態。
武力攻撃事態対処法 (武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律)	武力攻撃事態等への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項などを定める。平成15年6月成立。

武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態。
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態。なお、武力攻撃事態対処法において武力攻撃事態と武力攻撃予測事態を併せて「武力攻撃事態等」と定義。

や

要避難地域	住民の避難が必要な地域
-------	-------------

ら

利用指針	武力攻撃事態等における公共施設等（港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域、電波）の利用について、自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施が競合する場合に、武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律に基づき、武力攻撃事態等対策本部長が定める調整のための指針。
------	---